

学 ぶ

ふみの里スポーツクラブ  
「安眠ヨガ」受講者募集

心と身体に多大なストレスを抱え、眠れない夜から解放されたい方に、寝つきが格段に良くなるポーズを中心に安眠を促すヨガを行います。

日時 12月5、12、19、26日(すべて火曜日)

19時半～20時半

場所 まなびや・うみ多目的室

対象者 高校生以上の男女

参加費 3000円

※1回のみ体験は1000円

必要なもの 飲み物、タオル(動きやすい服装で参加ください)

申請 NPO法人ふみの里

スポーツクラブ(まなびや・うみ内)

☎080-7004-1439

催し

歴史民俗資料館  
ギャラリーのお知らせ

①「群の会作品展」開催

中学校美術教師による作品展です。個人で制作したもので、だけでなく、美術の授業のための試作品や美術教師の技法講習会で制作した作品なども展示しています。

▼期間 12月3日(日)～20日(水)(最終日は12時まで)

▼事務局 豊村

☎090-1082-5083

②「糟屋区中学校美術展」開催

糟屋郡内の中学校の美術の授業で制作した絵画作品や立体作品約800点を展示します。力作揃いの作品をぜひご覧ください。

▼期間 12月21日(木)～1月19日(金)

(最終日は15時まで)

▼事務局 豊村

☎090-1082-5083

【①②共通事項】

▼観覧料 無料

▼場所 歴史民俗資料館2階

▼時間 8時30分～17時

▼「地域とともつとクロス講座」のご案内

日本赤十字福岡県支部や

すらぎの郷では、地域の方たちと自分の老後に対する備えへの考察機会をつくり、どうすれば安らかに老いを受け入れることができるか?をみんなと一緒に考える講座を定期的に開催しています。

▼日時 12月1日(金)14時～16時

▼場所 やすらぎの郷研修室

(志免町大字吉原600番地)

▼テーマ

在宅介護における介護と家族  
▼対象者 テーマに興味を持たれた方であればどなたでも受講可能

▼定員 50名

▼費用 無料

▼事務局 日本赤十字福岡県支部

やすらぎの郷

☎936-2022

(担当:安達・安藤)

九州・山口70歳現役  
社会推進大会福岡県大会開催

福岡県は九州・山口各県や

経済団体などと連携して「70歳現役社会」づくりの推進に取り組んでいます。この取り組みを皆さんに知っていただくため「九州・山口70歳現役社会推進大会福岡県大会」人生のマイスターたちがつくる豊かな未来」を開催します。

当日は、「(株)ジャパネットたかた」の創業者高田明氏をお招きして、高齢者が現役で活躍し続ける秘訣をお話しいただきます。

まだまだ活躍したいと考えられている高齢の方、高齢者の活躍を期待されている企業の方、その他多くの方のご参加をお待ちしております。

※参加費無料・要申込

▼日時 11月27日(月)

13時30分～16時30分

▼場所 ホテルオークラ福岡  
福岡市博多区下川端町3-2  
博多リバレイン

▼大会運営事務局(株)三広内

☎716-1212

募集

就労登録を  
されませんか?

宇美町内の緑地・緑道・町内社会体育施設の除草や清掃、文化福祉施設や保育園内の清掃などに従事していただく方の就労登録を募集します。

▼要件 60歳～70歳

(就労は75歳まで可)

※町内在住者のみ。

健康で他にお仕事をしていない方。

▼給与など 時給790円

▼労働時間など 9時～16時の6時間勤務

月々金で月8～10日間

(月によって変動あり)

▼公益財団法人宇美町

コミュニケーションセンター

(宇美町総合スポーツ公園内)

☎933-2300

(平日9時～17時)

相談

第69回人権週間および  
県内一斉無料電話相談

社会保険労務士会では、本年金機構からの委託により、予約制にて年金受給に関する相談や裁定請求書の受付に当たります。

(障害年金を除く)

▼日時 11月22日(水)、12月13日(水)、12月27日(水)

9時30分～16時20分

(12時～13時を除く)

▼場所 志免町民センター生涯学習2号館 第2会議室

☎739-4151

12月4日(月)～10日(日)は「人権週間」です。

12月2日(土)に県内一斉無料電話相談を行います。家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、悩みや困り事がありましたら、どんな些細なことでもひとりで悩まずお電話ください。人権擁護委員と法務局職員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

▼日時 12月2日(土)9時～17時

▼相談電話番号 ☎0120-889-405

(携帯電話からもご利用いただけます)

▼福岡法務局人権擁護部

☎739-4151

社会保険労務士による  
年金相談

福岡県最低賃金額改定

福岡県最低賃金額改定